

学校法人電子学園 役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規則は、学校法人電子学園（以下「学園」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金、在任功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金、在任功労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。

(報酬及び賞与の算定方法)

第4条 役員の報酬及び賞与は、本支給基準に従い理事会で決定した報酬及び賞与の総額の範囲内で、理事長が役員の一任を得て各人の額を決定する。

- 2 常勤理事の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから支給する。
- 3 常勤理事の賞与は、賞与支給月毎に報酬月額の1.0ヶ月から2.5ヶ月の範囲で支給することがある。
- 4 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 5 常勤理事若しくは監事の月の中途における就任、退任の報酬額については、日割計算とせず月額を支給する。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤理事が任期の満了、辞任、その他法令及び寄附行為の定めにより退任したときは、その者に退任慰労金を支給できる。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給することができる。この場合において、遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めによる。
- 3 前2項により支給する退任慰労金の額は、次条の定めにより算定される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の種類及び算定方法)

第6条 退任慰労金の種類は、一般慰労金及び特別功労金の2種類とする。

- 2 一般慰労金 常勤理事について、理事退任時に、理事在任期間（ただし、職員を兼ねている期間を除く）に応じて、最終の報酬月額⁴の4割に別表第3の支給率を乗じることにより算出される額を支給することができる。この場合において、在任期間に1年未満の端数が生じる場合は、在任期間6ヶ月以上は1年に切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てる。
- 3 特別功労金 学園に対し特に顕著な功労有りと認めた場合は、特別功労金を加算することができる。その支給額は、功績を勘案して定める。

（在任功労金の支給及び算定方法）

第7条 在任功労金は、常勤理事について、職員定年時及び理事退任時にそれぞれ理事在任期間1年に付250,000円を支給することができる。この場合において、在任期間に1年未満の端数が生じる場合は、在任期間6ヶ月以上は1年に切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てる。また、職員定年後に理事を退任する場合に支給する額は、職員定年後からの理事在任期間により算出される額とする。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤理事の報酬等及び監事の報酬の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（1）報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

（2）賞与 毎年7月及び12月

（3）退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡等により退任した日から30日以内

（4）在任功労金 職員定年の日又は理事を退任した日から各30日以内

2 非常勤の理事の報酬は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった日数を毎月10日で締め切り、当月25日に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、本人からの申し出のあった積立金等及び学園が立替えた金額を控除して支給する。

（費用）

第9条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は別表第4のとおりとする。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第10条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第12条 この規則の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

常勤理事の報酬月額

号俸	理事長	常務理事	理事
1	65万円	40万円	15万円
2	80万円	55万円	30万円
3	95万円	70万円	45万円
4	110万円	85万円	60万円
5	125万円	100万円	75万円
6	140万円	115万円	90万円
7	155万円	130万円	105万円
8	170万円	145万円	120万円
9	185万円	160万円	135万円
10	200万円	175万円	150万円

別表第2（第4条第4項関係）

非常勤の役員の報酬額

非常勤の理事	理事会等会議への出席	日額 5万円
監事	監事監査、 理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	月額10万円

別表第3（第6条第2項関係）

常勤理事の一般慰労金支給率

理事在任期間	支給率	理事在任期間	支給率	理事在任期間	支給率
1年未満	0.0	12年以上13年未満	15.5	24年以上25年未満	38.0
1年以上2年未満	0.6	13年以上14年未満	17.0	25年以上26年未満	40.0
2年以上3年未満	1.6	14年以上15年未満	18.5	26年以上27年未満	41.5
3年以上4年未満	3.0	15年以上16年未満	20.0	27年以上28年未満	43.0
4年以上5年未満	4.0	16年以上17年未満	22.0	28年以上29年未満	44.5
5年以上6年未満	5.0	17年以上18年未満	24.0	29年以上30年未満	46.0
6年以上7年未満	6.5	18年以上19年未満	26.0	30年以上31年未満	47.5
7年以上8年未満	8.0	19年以上20年未満	28.0	31年以上32年未満	48.0
8年以上9年未満	9.5	20年以上21年未満	30.0	32年以上33年未満	48.5
9年以上10年未満	11.0	21年以上22年未満	32.0	33年以上34年未満	49.0
10年以上11年未満	12.5	22年以上23年未満	34.0	34年以上35年未満	49.5
11年以上12年未満	14.0	23年以上24年未満	36.0	35年以上	50.0

別表第4（第9条第1項関係）

役員の旅費

旅費の区分	旅費額		
鉄道賃	実費		
船賃	実費		
航空賃	実費		
車賃	実費		
宿泊費	実費		
日当	理事長	国内宿泊出張1日	16,000円
		海外出張1日	20,000円
	理事長以外の理事	国内宿泊出張1日	8,000円
		海外出張1日	10,000円